

(1)を準用する。この場合において、「輸入申告」とあるのは「蔵入申請等」と、「同条第4項」とあるのは「令第36条の3第3項又は第51条の12第3項」と、「同条第5項及び第6項」とあるのは「令第61条第5項及び第6項」と読み替えるものとする。

(3) 郵便物についての取扱い

EPA税率の適用を受けようとする郵便物についての法第76条第1項ただし書の規定による検査その他当該郵便物に係る税関の審査については、上記(1)に準ずる。

(経済連携協定原産品の認定の基準)

68-5-2 経済連携協定における関税についての特別の規定による便益による税率を適用する場合において、輸入貨物が当該経済連携協定の締約国原産品とされるものであるかの認定については、次の表の第1欄に掲げる経済連携協定に対応する同表第2欄に掲げる原産地規則に関する規定に基づき行うものとする。

なお、これらの規定は、協定税率の適用、原産地表示等他の目的のための原産地認定には適用されないので、留意する。

経済連携協定	原産地規則に係る規定
シンガポール協定	シンガポール協定第3章第22条から第26条まで及び第28条から第28条のAまで
メキシコ協定	メキシコ協定第4章第22条から第34条まで及び第38条
マレーシア協定	マレーシア協定第3章第27条から第31条まで及び第33条から第38条まで
チリ協定	チリ協定第4章第29条から第40条まで及び第54条
タイ協定	タイ協定第3章第27条から第31条まで及び第33条から第38条まで
インドネシア協定	インドネシア協定第3章第28条から第32条まで及び第34条から第39条まで
ブルネイ協定	ブルネイ協定第3章第23条から第27条まで及び第30条から第35条まで
アセアン包括協定	アセアン包括協定第3章第23条から第30条まで及び第32条から第35条まで
フィリピン協定	フィリピン協定第3章第28条から第32条まで及び第34条から第39条まで

スイス協定	スイス協定附属書2第1条から第13条まで
ベトナム協定	ベトナム協定第3章第23条から第30条まで及び第32条から第35条まで
インド協定	インド協定第3章第26条から第33条まで及び第35条から第39条まで
ペルー協定	ペルー協定第3章第38条から第51条まで
オーストラリア協定	オーストラリア協定第3章第3・1条から第3・7条及び第3・9条から第3・13条まで
モンゴル協定	モンゴル協定第3章第3・1条から第3・7条まで及び第3・9条から第3・14条まで

68-5-3 削除

(経済連携協定の品目別規則の取扱い)

68-5-4

- (1) 関税分類変更基準又は加工工程基準を用いた品目別規則(下記(2)表中第3欄に掲げる規定を含む。)の適用対象となる「材料」は非原産材料のみであり、「非原産材料」とは、経済連携協定上の原産品とされない材料をいう。
- (2) 次の表に掲げる協定において、同表第2欄に掲げる品目別規則は全ての品目に対して定められておらず、品目別規則が定められていない品目に関しては、同表第3欄に掲げる規定が適用されることとなるので留意する。

経済連携協定	品目別規則	品目別規則が定められていない場合に適用される規定
アセアン包括協定	附属書2	第26条1
スイス協定	附属書2付録1	附属書2第4条1
ベトナム協定	附属書2	第26条1
インド協定	附属書2	第29条1

- (3) 産品が原産資格割合及び域内原産割合(以下、この節において「原産資格割合」という。)並びに産品の工場渡し価額に対する非原産材料の最大の価額の割合の要件の対象となる場合において、附属品等、小売用包装材料及び船積み用こん包材料に係る扱いは次の表第2欄から第4欄までのとおりとする。

経済連携協定	附属品等の扱い	小売用包装材料の扱い	船積み用こん包材料の扱い
メキシコ協定	原産材料又は非原	原産材料又は非原	考慮しない。